

子育て支援の各種制度を、利用ください

一時預かり

保護者の病気などのために、緊急・一時的に子どもの保育ができなくなった場合に、風間のみ子どもを預かり保育します。

対象児童

保護者の病気や出産、事故等で、緊急・一時的に保育ができなくなった児童が対象です。また、保護者の育児等による負担解消などの私的な理由でも利用できます。

保育時間及び期間

昼間のみの利用で、その理由により必要となる期間

利用方法

希望する保育園に直接お申し込みください。下表以外の保育園でも、自主的に一時預かりを実施しています。実施については、各保育園にお問い合わせください。

実施園及び利用料金

※おやつ代等、別途料金が必要になる場合があります。

保育所名	住所	電話番号	時間	利用料金
松下保育園	西原1丁目	☎ 42-2769	8:00～18:00	4時間以内=1,000円/日 超過1時間=200円
高隈保育園	上高隈町	☎ 45-2039	8:00～17:00	1日= 0歳：2,000円 1～2歳：1,600円 3歳以上：1,000円
光華保育園	花岡町	☎ 46-3764	7:00～19:00	1時間=0歳：350円 1～2歳：300円 3歳：250円 4歳以上：200円
わかば保育園	寿4丁目	☎ 44-5234	8:00～17:00	午前=1,000円、午後=1,000円
ひばり保育園	串良町細山田	☎ 62-3377	8:00～18:00	4時間以内=1,000円/日 4時間超=2,000円/日
洗心保育園	串良町有里	☎ 63-9192	7:30～18:30	半日=1,000円、1日=2,000円
ふたば保育園	串良町下小原	☎ 63-2620	8:30～17:00	4時間以内=1,000円/日 超過1時間=200円

ショートステイ

保護者の急な病気などで緊急に児童の保育ができなくなった場合に、かのや乳児院又は大隅学舎で一定期間子どもを預かり、保育します。

対象児童

保護者の病気や仕事、冠婚葬祭などで、緊急に保育ができなくなった児童が対象となります。

実施場所

○2歳未満の児童
かのや乳児院(寿8丁目)
☎ 0994-42-2531
○2歳以上の児童
大隅学舎(西原2丁目)
☎ 0994-43-6229

時間及び期間

24時間体制で、原則1週間まで

利用方法

子育て支援課又は各総合支所市民生活課で、事前にご相談ください。
※利用児童の保険証の写しなどがが必要です。



利用料金 (1日あたり)

区分	保護者負担金	
	2歳未満の児童	2歳以上の児童
市民税 非課税世帯	1,100円	1,000円
市民税 課税世帯	5,350円	2,750円

児童手当

中学校3年生までの子どもを養育している人に支給します。今まで子ども手当を受給していた人については、改めて手続きを行う必要はありません。

支給対象となる子ども

○3歳から中学校卒業まで(0歳～15歳になった後の最初の3月31日)
※留学等の理由を除き子どもが国外に居住している場合、児童手当の対象となりません。
※公務員は、勤務先での申請が必要です。
※子どもが児童養護施設等の施設に入所している場合、児童手当は原則として施設設置者へ支給します。

手当額(月額)

○0歳から3歳未満
|| 15,000円
○3歳から小学校修了前(第1子、第2子)
|| 10,000円

申請方法

申請者(主に生計を維持している人)の保険証、預金通帳及び印鑑を持参して、子育て支援課又は各総合支所市民生活課の窓口で申請してください。
※申請者名義の口座に限り、月額5,000円の支給となります。

支払月

6月、10月、2月にそれぞれ4か月分(支給月の前月分まで)が支給されます。

申請手続きの必要な人

①出生等により、新たに養育する子どもができた人
②他の市町村から転入した人

申請方法

申請者(主に生計を維持している人)の保険証、預金通帳及び印鑑を持参して、子育て支援課又は各総合支所市民生活課の窓口で申請してください。
※申請者名義の口座に限り、月額5,000円の支給となります。

現況届

毎年6月に、現況届の提出が必要です。案内については、6月中旬に送付予定です。

子ども医療費助成金

小学校を卒業するまでの子どもにかかる医療費のうち、保険診療による自己負担額を助成します。

申請方法

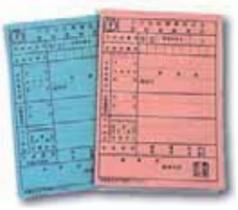
出生・転入時に、子育て支援課又は各総合支所市民生活課で受給者の登録が必要です。小学校在学中の児童については、入院した(する)場合に登録手続きが必要です。すでに、登録されている場合は、必要ありません。

助成額

○小学校就学前
|| 入院・外来共に全額助成
○小学校在学中
|| 入院分のみ全額助成
|| 入院分のみ全額助成
申請方法
健康保険証、受給資格者証を提示し、「自己負担額支払明細個票」を医療機関等へ提出してください。
※県外の医療機関については

申請方法

は、子育て支援課又は各総合支所市民生活課の窓口で申請してください。
○「自己負担額支払明細個票」は、各医療機関等の窓口においてあります。
○必要事項を記入してあるものであればコピーの提出も可能です。
○助成金の振込は、受診月の2か月後の月末になります。
※高額療養費に該当する可能性がある場合、さらに時間を要します。



▲受給資格者証